

昭和49年通商産業省告示第51号 表

都道府県知事が指示する安全な場所	法令に基づきその業務又は事業の指	場所の指		貯蔵する者等の区分	貯蔵する者等の区分
		その他の事業の	了六月以内の場		
50				500	（の下ラ薬トバタ 個）のム十（―イ ）も以グ火スヤ
100				2,000	（ののムリ五（点 個）も以グ十爆火 ） 下ラミ薬玉
100				2,000	（の下ラミ薬下ム二（点 個）のムリ五、以グ火火 ）も以グ十爆ラ薬具
500					（ののム六（爆 個）も以グ爆着 ） 下ラ薬栓
50				100	（の下ラ薬及（タルケ 個）のム一び火―カ― ）も以グ爆薬 ツブ
		500	1,000		（の下ラ薬及（ち管 個）のム十び火び付 ）も以グ爆薬 み
		100	200	2,000	（ののム一（タネM 個）も以グ爆―クS ） 下ラ薬 コ
		50	100		（の下ラ四（管爆 個）のム十爆器発 ）も以グ薬 拡
		50	100		ト（の下ラ三薬リルメド接爆 ルメ）のム百量の当―（コ発 ）―も以グが爆たト――  庄
5	25				ムグ（火警 ）ラキ工備 口品用
10,000				100,000	（ののムリ十（生庄砕結撃体 個）も以グ―爆具力機石波外 ） 下ラミ薬 発用破腎衝
		100	300		（管付導 個）き火 ）雷管
		100	100		ト（ののム三〇薬リルメ（導 ルメ）も以グ・量の当―火 ）―下ラ〇が爆たト―管
		100	100		ト（ののム百薬リルメ（コ破制 ルメ）も以グ量の当――用御 ）―下ラが爆たト―ド 発